

事務連絡
令和3年10月20日

各地方公共団体 PRTR 担当課室 御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省大臣官房環境保健部環境安全課

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び 管理の改善の促進に関する法律施行令の改正について（周知）

平素より、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出の受付業務等、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）では、指定化学物質について、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下「施行令」という。）で定めることとされております。

今般、令和3年10月15日に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、本日10月20日に公布されました。本政令は、化管法に規定する第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質として指定する物質を見直すものです。

今般の改正の概要は以下のとおりです。

（1）第一種指定化学物質の見直し

現行462物質が指定されているところ、改正後は515物質となります。また、特定第一種指定化学物質については、現行15物質が指定されているところ、改正後は23物質となります。

（2）第二種指定化学物質の見直し

現行100物質が指定されているところ、改正後は134物質となります。

内容の詳細については、添付資料を御確認ください。

本政令の施行日は、令和5年4月1日（土）となります。PRTR制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和5年度から、届出は令和6年度から実施となりますので、地方公共団体 PRTR 担当課室からも事業者の方々への周知をお願い申し上げます。

なお、今般の施行令改正等をふまえ、今後、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則についても改正を行う予定です。改正の内容等につきましては改めて御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本件の内容に関する御質問等がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

よろしくお願ひ申し上げます。

【添付資料】

- ・ 化管法施行令の改正概要
- ・ 新旧対照条文

環境省大臣官房環境保健部環境安全課（PRTR 担当）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-3581-3351(内線 6370)

E-mail: ehs@env.go.jp